

あなたの命を守るためがん検診を受けましょう

がん検診推進事業対象者の皆さまは無料で受診できます

昭和56年以降、日本人の死因第1位を占め続けるがんですが、近年、早期発見・早期治療が可能となり、早期発見により適切な治療を行うことで、ほとんどの方が治る病気になりました。

しかし、日本ではがん検診受診率が非常に低く、進行してから見つかるケースも少なくありません。がんによる死亡者を減らすためには、より多くの方に検診を受けていただき、病状のでてこない早期のがんを発見することが何より重要とされます。

町では本年度、子宮頸がん検診・乳がん検診において、それぞれ対象の方(下表)に、「無料クーポン券」を6月上旬に送付しました。

詳細は、対象者に送付された「お知らせ」をご覧ください。

問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32) 2554

各検診無料クーポン対象者

【子宮頸がん検診】…子宮頸がんは20～30代に急増しています。

下記の年齢に該当する者

生年月日	年齢(平成30年4月1日時点)
平成9(1997)年4月2日～平成10(1998)年4月1日	20歳

【乳がん検診】…乳がんのピークは40代と60代です。

下記の年齢に該当する者

生年月日	年齢(平成30年4月1日時点)
昭和52(1977)年4月2日～昭和53(1978)年4月1日	40歳

命を守る大切な検診が無料で受けられます。この機会に受診しましょう。

お知らせ

集団マンモグラフィ(乳がん)検診

7月に保健センターで実施するマンモグラフィ検診についてお知らせします。

今年の1月に配布された平成30年度各種検診申込書にて申し込みされた方には、検診票などを7月上旬に送付させていただきます。検診日時などを確認の上、必ず受診してください。

なお、検診限度人数に多少の余裕があるため、まだ申し込みされていない方も、今からでも申し込みができます。※人数が超過した場合には、個別マンモグラフィ検診をご案内させていただきます。

検診日

7月24日(火)・25日(水)

受付時間

午前9時～11時20分
午後1時～2時20分
※時間差受付を実施しております。日時の変更を希望され

る方は、必ず保健福祉課健康推進係にご連絡ください。

対象者

40歳以上の女性で昨年度検診を受診していない方
(マンモグラフィ検診は2年に1度受診すれば良い検診です)

検診料金

2,500円

※ただし、「がん検診推進事業(乳がん検診)」に該当される方は無料。6月上旬に該当者に送付されているクーポン券・通知をご確認ください。

申込方法

保健福祉課健康推進係まで電話にてお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先
保健福祉課健康推進係
(32) 2554

8月1日更新

「国民健康保険高齡受給者証」、「後期高齡者医療制度の保険証」、「福祉医療費受給者証」が8月1日(水)に更新されます。

「後期高齡者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」

「国民健康保険高齡受給者証」「後期高齡者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「福祉医療費受給者証」が8月1日(水)に更新されます。対象となる皆さまには、7月中旬から下旬に新しいものを郵送します。お手元に届かない場合や不明な点についてはお問い合わせください。現在使用されているものは、有効期限(7月31日)が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

国民健康保険高齡受給者証

郵送時期：7月中旬
70歳～74歳の国民健康保険加入者に郵送します。保険証と一緒に保管してください。

問い合わせ先
保健福祉課国保年金係(31)2512

後期高齡者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証

郵送時期：7月下旬
新しい保険証は黄色です。お手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。
減額認定証は、引き続き減額認定証の交付対象となる方(町民税が非課税世帯の被保険者全員に郵送します)。

問い合わせ先
保健福祉課介護高齡係(31)2512

福祉医療費受給者証

郵送時期：7月下旬
前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方に郵送します。

【こども医療費について】

0歳～18歳までのお子さまは、8月1日診療から医療機関等の窓口で被保険者証とともに福祉医療受給者証を提示することにより、受給者証に記載された一定の自己負担金をお支払いいただくことで、医療サービスを受けられる現物給付方式が始まります。

【福祉医療制度とは?】

医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

問い合わせ先
保健福祉課福祉係(32)6522

対象者	所得制限	
	本人	配偶者・扶養義務者等
こども	なし	
障害者	身体障害者手帳1・2級	特別障害者手当準拠
	身体障害者手帳3・4級	所得税非課税
	療育手帳A1～B1	特別障害者手当準拠 ※18歳未満の方で、身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A1～B1所持者、精神保健福祉手帳1級所持者の通院分、精神保健福祉手帳2級所持者の自立支援医療分については、所得制限はありません。
	精神保健福祉手帳所持者 精神障害で障害基礎年金を受給されている方	
65歳以上国民年金法施行別表該当者(身体や精神に一定以上の障害がある方)		
母子・父子家庭	配偶者のない方で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者	児童扶養手当準拠
	同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	
	父母のない18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	

※1レセプトあたり500円までの自己負担金があります。高額療養費等や食事療養費等自費分は対象となりません。

※学校等だけがをされた場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となる場合があります。その場合は、福祉医療の対象となりませんのでご注意ください。